

避難行動要支援者制度

避難行動要支援者制度をご存じですか？

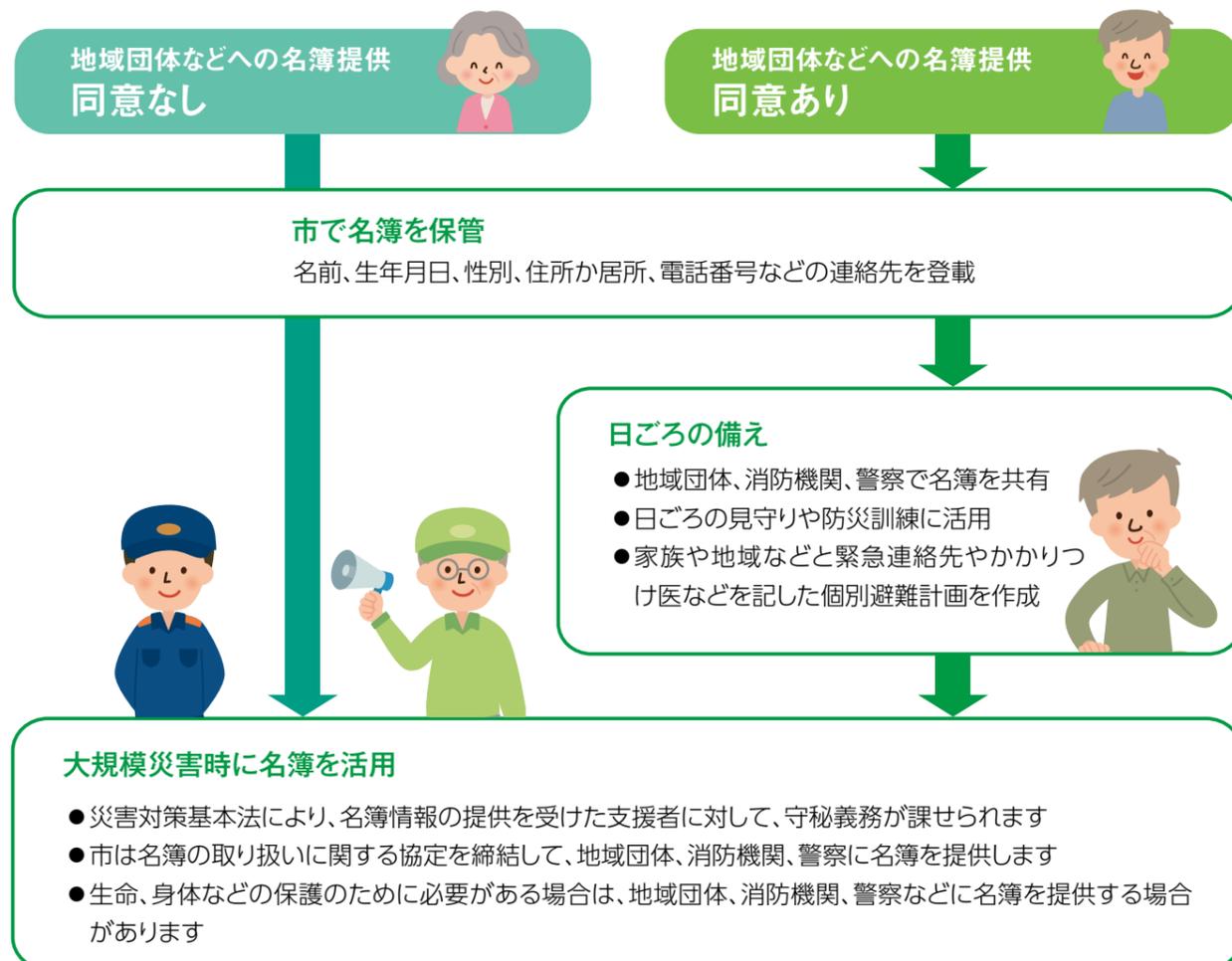
大規模な災害が発生したときに、高齢者や障害者など避難時に特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」といいます。

「避難行動要支援者制度」は、本人の同意を得て、名簿（避難行動要支援者名簿）に登録し、消防や警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者へ、日ごろからその情報を提供することで、平時の防災訓練や見守り活動、災害が起こった時の安否確認、避難誘導に役立つ制度です。



支援が必要な人の名簿を整備し、いざという時に備えます

大災害時の避難に備え、支援が必要な人の名簿である「避難行動要支援者名簿」を市で作成します。また、本人の同意を得たうえで、自治会などの地域団体や消防機関、警察とも名簿を共有し、日ごろの見守りや防災訓練などにも生かすことで、よりスムーズな避難行動をとることができます。



特に支援が必要な人(施設入所者は除く)

1



要介護3以上の認定を受けている人

2



身体・療育(知的)・精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人

3



原則75歳以上の単身者、または75歳以上を含む70歳以上のみの世帯

*身体:1種1・2級(心臓・腎臓・免疫機能障害を除く)、療育:手帳A判定、精神:手帳1級

こんな支援が考えられるかも

情報伝達



例大雨注意報が発表された。洪水の恐れがある地域に住んでいる一人暮らしのAさんは知っているだろうか。あらかじめ避難できるように知らせよう。

安否確認



例大きな地震が発生した。幸い我が家は大きな被害はなかったが、近所で寝たきりのBさんは、無事だろうか。

避難支援



例台風が近づいているので、市から高齢者等避難が発令された。周りの人にも協力してもらい、足の不自由なCさんと一緒に避難しよう。

避難行動要支援者名簿を地域での見守り、防災訓練に生かすことで、いざという時に、よりスムーズな避難行動をとることができます。

ポイント

この制度は、あくまでも日ごろからの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。しかし、災害の状況によっては、誰もが被災者になりえます。登録したから、必ず支援があるわけではありません。

自分の身は、自分で守るという意識を持って、家庭でも災害に備えると共に、普段からご近所との関わり合いを大切にし、顔の見える関係づくりを心掛けましょう。

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は
危機管理課 ☎354-8119 FAX350-3022
福祉総務課 ☎354-8109 FAX359-0288
市民生活課 ☎354-8146 FAX354-8316